

記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）により行われたときは、指定特定手続があつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等があつては当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、それぞれファイルに記録しなければならない。

2 書面又は電磁的記録により行われた指定特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項と同一であると推定する。

3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一であることを知つたときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一であることを知つたときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもつて行われたときは、当該文書に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイル（登録情報処理機関）

第九条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む。）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により登録情報処理機関に情報処理業務を行わせることとしたときは、当該情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、登録情報処理機関が第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用について

は、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「登録情報処理機関に対し」とする。

（ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等）

第十一条 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。

2 特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該手続をする者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の方法）によつては認識することができない方法であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

第三十二条第二項第四号において同じ。）により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行つたものとみなす。

（ファイルに記録されている事項等の縦覧）

第十二条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、商標法第十八条第四項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

用する場合を含む。）の商標原簿のうち磁気テープ（これに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録された事項であつて経済産業省令で定めるもの、特許法第一百七条第一項の特許料若しくは同法第二百二十二条第二項の割増特許料その他の業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第一百九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

（予納による納付）

第十四条 特許法第一百七条第一項の特許料若しくは同法第二百二十二条第二項の割増特許料その他の業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第一百九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

（予納による納付）

3 第一項の規定による予納は、経済産業省令で定めた者（以下「予納届」）とした者が同項の規定による予納又は手数料を予納することができる。

2 前項の規定による予納は、経済産業省令で定めたところにより、現金をもつてしなければならない。

3 第一項の規定による届出（以下「予納届」という。）をした者が同項の規定による予納又は手数料を予納することができる。

2 前項の規定による予納は、経済産業省令で定めた場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一条第二項において準用する特許法第二十条の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

4 予納届をした者について相続又は合併がある場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一条第二項において準用する特許法第二十条の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

（予納による納付）

第十五条 前条第一項の規定により予納をした者（以下「予納者」という。）が、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続に際し、経済産業省令で定めたところにより申出をしたときは、その予納者による予納額（同項の規定により予納した額からこの項の規定により納付されたものとみなされた特許料等若しくは手数料の額を控除し、又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額を加算したときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。）の範囲内において、当該手続に係る特許料等又は手数料が納付されたものとみなす。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

第三章 予納による納付、口座振替による納付及び指定立替納付による納付

第十六条 特許法第二十七条规定の特許原簿、实用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項（同法第六十条の十九において読み替えて適用する場合を含む。）の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項（同法第六十八条の二十七において読み替えて適用する）において読み替えて適用する場合を含む。）

に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

情報処理業務に從事する登録情報処理機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

（報告及び立入検査）

特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録情報処理機関に対し、その業務若しくは經理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、登録情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（登録の取消し等）

第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

（適合命令）

特許庁長官は、登録情報処理機関が第十九条各号に適合しなくなつたと認めるとときは、その登録情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、その他情報処理業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録情報処理機関に対し、情報処理業務を行うべきこと又は情報処理業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

特許庁長官は、登録情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。この節の規定に違反したとき。

二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第二十二条第三項又は前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録を受けたとき。
(帳簿の記載)

（第三十一条 登録情報処理機関は、帳簿を備え、

情報処理業務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（第三十二条 第三十条の規定による处分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。）

前項の聴聞の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

（特許庁長官による情報処理業務）

特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（第三十三条 特許庁長官は、登録情報処理機関が第二十三条の規定による登録の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定により登録情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

（第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。）

一 第九条第一項の登録をしたとき。

二 第二十一条の規定による届出があつたとき。

三 第二十三条の許可をしたとき。

四 第三十条の規定により登録を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこと

とするとき、又は自ら行つていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

情報処理機関の行う情報処理業務に關し必要な事項は、政令で定める。

（第三十五条 この節に規定するもののほか、登録情報処理機関の行う情報処理業務に關し必要な事項は、政令で定める。）

（第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、特許出願の審査に必要な調査のうち顧書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができること。

前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（登録調査機関の登録等）

特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「登録の基準」といふ）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしないければならない。

（第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしないければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、経済産業省令で定める。

（登録の申請）

前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（調査業務の実施義務等）

登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。）

（特許等関係法令）

「特許等関係法令」とあるのは、「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の一・第二項中「前三条」とあるのは、「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三项、第三十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一第一項、第三十四条並びに

つて、科学技術に關する事務に通算して六年以上從事した経験を有し、かつ、イの研修を修了したもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 電子計算機及び調査業務に必要なプログラムを有すること。

三 調査機関登録申請者が他の株式会社の子会社であること。

（第二節 登録調査機関）

（登録調査機関の登録等）

特許庁長官は、その登録を受けた者（持分会社に占める顧書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができること。

前項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

（登録の基準）

特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「登録の基準」といふ）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしないければならない。

（第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の規定により登録の申請をした者（以下この条において「調査機関登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしないければならない。この場合において、登録に關して必要な手續は、経済産業省令で定める。

（登録の申請）

前条第二項の登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が調査業務を行う区分

四 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地

（調査業務の実施義務等）

登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（第三十八条 登録調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

（第三十九条 第十八条、第十九条の二、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条（第五号を除く。）及び第三十五条の規定は、登録調査機関に準用する。）

（特許等関係法令）

「特許等関係法令」とあるのは、「特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令」と、第十九条の一・第二項中「前三条」とあるのは、「第三十六条第二項、第三十七条及び第三十九条において準用する第十八条と、第二十一条、第二十二条第一項及び第三项、第三十三条、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一第一項、第三十四条並びに

準用する場合を含む。)の規定並びに前項の規定によりなおその効力を有するものとされるこれらの規定により予納をした場合については、第三号改正前特例法第十四条第三項及び第四項、第十五条並びに第十六条の規定は、なおその効力を有する。(この場合において、同条中「第十四条から前条まで」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十号)附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有すること」とされた同法第六条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の第十四条第三項及び第四項並びに第十五条」と、「予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付」とあるのは、「予納」と、「第十五条第一項」とあるのは、「同条第一項」と、「第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは、「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替える」とあるのは、「読み替える」とする。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(罰則に関する経過措置)

附則
（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄行期日
この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
則に関する経過措置)
第十四条 この法律の施行前にした行為及びの附則の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前例による。

第百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九十三条の規定 公布の日

十六第一項の改正規定及び同法第七十六条第一項第三号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条第一項から第四項までの改正規定、同法第十一条に一項を加える改正規定並びに同法第二十四条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
三　第六条中工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第五条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条第二項の規定　公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(工業所有権に関する手續等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六条 第六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の工業所有権に関する手續等の特例に関する法律第五条第一項に規定する特定通知等を受けようとする者

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二 第二条中特許法第四十三条第二項から第九項までの改正規定、同法第四十四条第四項の改正規定及び同法第六十四条の二第一項第二号の改正規定、第三条中実用新案法第十一条第

第七条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 中特許法第百八十四条の九第五項の改正規定、同法第八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第九十一条第一項及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法

は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第三号施行日」という。）前においても、同項に該する書の規定の例により、届出を